様式第１１号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※受付番号 |  | ※業者番号 |  |

環境認証・その他の事項に関する調書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号または名称

|  |
| --- |
| 環境認証・その他の事項 |
| ＩＳＯ１４０００シリーズ | 有 ・ 無 | ・登録証写しの提出は不要です。・環境配慮事業者等としての登録には別途申請が必要です。（下記案内のとおり） |
| ｴｺｱｸｼｮﾝ21またはＫＥＳ | 有 ・ 無 |
| ＩＳＯ９０００シリーズ | 有 ・ 無 | ・登録証写しの提出は不要です。 |
| ＩＳＯ２７０００シリーズ | 有 ・ 無 |
| 育児休業制度（注１） | 有 ・ 無 | ・就業規則または労使協定の該当箇所の写しの提出は不要です。 |
| 高年齢者就業確保措置（注２） | 有 ・ 無 |
| 滋賀グリーン活動ネットワークまたはＧＰプラン滋賀 | 有 ・ 無 | ・登録証写しの提出は不要です。・ＧＰプラン滋賀登録事業者は、環境配慮事業者等として取り扱います。 |
| 障害者法定雇用率達成 | 有 ・ 無 | 【「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある事業者（※1）】・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者雇用率（※2）以上の障害者を雇用している場合に「有」を選択してください。（※1）令和3年3月1日現在：従業員43.5人以上の事業主（※2）令和3年3月1日現在：2.3％(1人未満の端数は切り捨てる。)・「障害者雇用状況報告書」（公共職業安定所提出様式）の写しの提出は不要です。【「障害者雇用状況報告書」の提出義務のない事業者】・障害者を雇用している場合に「有」を選択してください。・障害者雇用促進事業者としての登録には別途申請が必要です。（下記案内のとおり） |

（注１）育児休業制度とは、子の１歳の誕生日の前日までの間、育児のために仕事を休むことができる制度をいう。

（注２）高年齢者就業確保措置とは、定年の引き上げや継続雇用制度の導入などにより、少なくとも７０歳までの就業機会を確保するために講じる措置をいう。

※すべて参考情報としての登録となります。本資格申請に証明書等は不要ですが、個々の入札等で提出を求める場合があります。なお、優先的資格が得られるものもあります。

（ご案内）

　滋賀県では、環境負荷の低減に積極的に取り組む環境配慮事業者等から優先的に物品の調達を行う「滋賀県グリーン入札制度」および積極的に障害者を雇用している障害者雇用促進事業者から優先的に物品等の調達を行う「滋賀県ナイスハート物品購入制度」を実施しています。制度の概要については別紙「グリーン入札制度およびナイスハート物品購入制度」のとおりです。各制度に登録を希望される場合は、別途申請をしてください。